

評価人候補者選考試験
受 験 案 内

千葉地方裁判所

試験の名称	評価人候補者選考試験 この選考試験に合格した方は、評価人の候補者として名簿に登載されます。 執行裁判所は、不動産に対する強制競売又は担保不動産競売事件において、名簿に登載された評価人候補者から評価人を選任し、不動産の評価を命じます。
受付期間	9月10日（火）～9月18日（水） （9月18日 <u>当日必着</u> ） ※申込書は、簡易書留郵便で提出してください。
筆記試験	10月4日（金） 民法，民事執行法，不動産に対する強制競売又は担保不動産競売事件における評価に関する理論，実務知識及びそれらの応用能力について，筆記試験を次のとおり行います。 選択式試験 11：00～12：00 論文式試験 13：30～15：00 選択式による成績が一定の水準に達しないときは，論文式試験の採点は行いません。 （試験場所） 千葉地方裁判所
筆記試験 合格発表	受験者に対し，11月上旬頃通知します。
面接試験	筆記試験の合格者に対し，11月上旬頃に出頭日時等を通知します。 （試験場所） 千葉地方裁判所
最終合格発表	面接試験受験者に対し，11月下旬頃通知します。

名簿登載予定日	令和2年1月1日
名簿登載予定裁判所	千葉地方裁判所
名簿登載予定人員	若干名

問い合わせ 先	千葉地方裁判所民事第4部不動産執行売却係 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4丁目11番27号 Tel 043-333-5262, 5263
------------	--

駐車場に限りがあるため，受験のために来庁される際は公共の交通機関を御利用ください。

選 考 資 格	① 令和2年1月1日時点において、年齢が35歳以上60歳未満であること。 ② 令和2年1月1日時点において、不動産鑑定士であって、かつ、不動産鑑定士として5年以上の実務経験があること。 ③ 令和2年1月1日時点で、過去3年間に不動産の鑑定評価に関する法律第40条第1項前段又は第2項の規定による懲戒処分を受けた者でないこと。 ④ 千葉県内に住所又は事務所を有する者であること。 ⑤ 不動産鑑定を専業とし、不動産業（宅地建物取引業を含む。）を兼業していない者（不動産業が法人である場合は、その役員、顧問、従業員でない者）であること。 ⑥ 不動産業を営む者（法人である場合は、その役員、顧問、従業員等を含む。）と関係がない者又はこれらと関係があったが、関係がなくなった後、令和2年1月1日時点で3年以上経過した者であること。 ⑦ 自ら不動産鑑定評価の業務を行う者であること。 ⑧ 執行裁判所の評価命令又はそれに関連する調査、照会等に常時迅速に対応できる者であること。
選 考 申 込 方 法	次の応募書類に所要事項を記入し、封筒の表に「評価人選考申込書等在中」と朱書きした上、千葉地方裁判所民事第4部不動産執行売却係あて簡易書留郵便で提出してください。 ・ 評価人候補者選考試験申込書（3か月以内に撮影した写真を貼ったもの） ・ 選考資格に係る申告書 ・ 履歴書 ・ 返信用封筒（定形封筒で、郵便番号、住所、氏名を記載の上、82円切手を貼ったもの） ※ 選考申込書、選考資格に係る申告書及び履歴書様式は、上記の係で交付しています。また、これらの書類の郵送を希望する方は、封筒の表に「評価人候補者選考受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（定形封筒で、郵便番号、住所、氏名を記載の上、92円切手を貼ったもの）を同封し、上記の係に請求してください。 ※ 受験票は、返信用封筒により9月25日（水）以降郵送します。

（選考申込みに当たっての注意事項）

- 1 申込みに必要な書類を提出しない場合には、選考申込みを受け付けません。
- 2 提出された書類に不備がある場合には、所定の期間内での補正をお願いする場合がありますが、この間に補正がされない場合には受験を認めません。
- 3 いかなる場合にも、提出された選考申込書、選考資格に係る申告書等は返還しません。
- 4 各試験の成績が一定水準に達している者がいない場合には、全員不合格となる場合もあります。

（受験上の注意事項）

論文式試験では、六法（岩波書店、有斐閣若しくは三省堂発行のもの又は司法試験用六法のいずれか1冊）の使用を認めます。ただし、書き込みのあるもの及び判例・解説付きのものは認められません。

※ 評価人候補者名簿に登載された場合

- ・ **勤務内容** ・ ・ ・ 評価を命じられたときは、受命不動産を自ら調査して評価書を作成し提出していただきます。また、競売事件評価を優先して処理していただきます。
- ・ **報酬** ・ ・ ・ 評価を命じられて評価書を提出したときは、所定の評価料が支払われます。
- ・ **任期** ・ ・ ・ 評価人候補者の任期は、名簿登載の日から1年間です。任期は更新されることがあります。更新に当たっては、評価業務の実績等が考慮されます。
- ・ **名簿からの削除** ・ ・ ・ 満70歳に達した時は、年齢が70歳に達した日以降の最初の12月31日に評価人候補者名簿から削除されます。その他、職務上の義務に違反した場合等評価人候補者として相当でない認められた場合には、任期にかかわらず、評価人候補者名簿から削除されます。